

医師臨床研修（地域保健研修）実施要綱

兵庫県

(目 的)

第1条 医師臨床研修における研修協力施設として健康福祉事務所、健康科学研究所及び精神保健福祉センターが行う地域保健研修に関して必要な事項を定める。

(研修の実施場所)

第2条 研修を実施する場所は、健康福祉事務所、健康科学研究所及び精神保健福祉センターとする。

(研修を実施する期間及び研修内容)

第3条 各機関で行う標準的な研修期間及び研修内容は、別表第1のとおりとする。ただし、各機関の事由により、研修内容を変更することを妨げない。

2 公衆衛生医を目指す研修医を受け入れるため、前項とは別に公衆衛生に関する特別研修を設けることとし、その内容はこの要綱とは別に定めるものとする。

(研修医の受入定数及び調整)

第4条 研修医の受入定数及び受入に係る調整及び決定は次により行う。

(1) 各機関での受入定数

健康福祉事務所、健康科学研究所及び精神保健福祉センターにおける研修医の受入定数(受入上限数)は別表第2のとおりとする。

(2) 健康福祉事務所での研修医の受入

① 各圏域で受け入れる臨床研修病院の調整

臨床研修病院からの要請による研修医の受入の調整は、兵庫県、神戸市、姫路市、明石市、尼崎市、西宮市で構成する「兵庫県医師臨床研修推進協議会」において、各機関が受け入れる臨床研修病院を調整する。

② 各圏域内での健康福祉事務所ごとの受入調整

圏域内に複数の健康福祉事務所がある場合は、当該圏域の受入定数の範囲内で、各回の研修医の受入数を健康福祉事務所長間で協議し、決定する。

(3) 健康科学研究所及び精神保健福祉センターでの研修医の受入

健康科学研究所長及び精神保健福祉センター所長は臨床研修病院から研修医の受入の申し込みがあった場合は、別表第2に掲げる定数の範囲内で受入を決定する。

(研修医受入契約)

第5条 受入決定後は速やかに臨床研修病院と契約を締結する。契約の締結は、健康福祉事務所で実施する場合にあっては所管する県民局長又は県民センター長、健康科学研究所にあっては健康科学研究所長、精神保健福祉センターで実施する場合にあっては精神保健福祉センター所長と臨床研修病院開設者で行う。

2 契約の締結は、別表第3に基づいて行うものとする。

3 契約に関する事務は、健康福祉事務所で実施する場合にあっては圏域健康福祉事務所企画課において行うものとする。健康科学研究所及び精神保健福祉センターで実施する場合にあっては各機関の庶務を担当する部署において行うものとする。

(研修実施責任者)

第6条 研修実施責任者は、健康福祉事務所で実施する場合にあっては健康福祉事務所長、健康科学研究所で実施する場合にあっては健康科学研究所長及び精神保健福祉センターで実施する場合にあっては精神保健福祉センター所長とする。

(研修受託費)

第7条 研修医が各機関において研修を行うに当たって必要とする経費については、研修実施病院から実費相当額を研修受託費として、財務規則（昭和39年3月31日、規則第31号）に基づき徴収することとする。

2 研修受託費については毎年度、要綱で定めることとする。

3 前2項にかかわらず、次の各号で定める経費については、研修受託費の適用外とする。

- (1) 研修医の通勤に要する経費
- (2) 研修医の宿泊に要する経費
- (3) 研修医の手当に要する経費
- (4) 研修医の社会保険（医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険）に要する経費
- (5) 研修医の健康診断に要する経費
- (6) 研修医が研修期間中に研修のため移動に要する経費

(研修医の処遇)

第8条 研修医の処遇に関する事項は次の掲げるとおりとする。

- (1) 研修期間中の研修手当、社会保険（公的医療保険、公的年金保険、労災保険、雇用保険）料は臨床研修病院において支払うものとする。
- (2) 研修期間中の研修時間は、原則として9時00分から17時45分とし、この時間を超えて研修は行わない。
- (3) 研修期間中の休暇は、臨床研修病院の定めるところによるが、未取得となった研修プログラムは、研修実施責任者が別途定める日に取得することとする。
- (4) 研修期間中の宿舍の確保は、臨床研修病院において確保する。
- (5) 研修医に対する健康診断は実施しない。
- (6) 研修期間中の学会、研究会等外部の研修活動は原則として認めない。ただし、研修実施責任者がやむ得ないと判断するときは、(3)項と同様の扱いとする。

(守秘義務)

第9条 研修医は研修期間中知り得た秘密を漏らしてはならない。研修期間終了後も、また、同様とする。

附 則

この要綱は、平成15年7月30日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(1) 健康福祉事務所(年4回を限度とし、各回10日間実施する。)

第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目
オリエンテーション、健康危機管理論	歯科保健対策、訪問歯科事業	薬事監視、水道施設立入検査	精神病院実地(審査)指導	毒物・劇物検出研修
地域の概況、業務の概要、保健医療計画	医療監視	動物衛生、生活衛生営業監視	食中毒防止対策、食品衛生監視	介護保険事業、介護保険施設指導監査
第6日目	第7日目	第8日目	第9日目	第10日目
人口動態統計、死体検案	精神保健福祉対策	感染症対策、一般健康相談	成人・老人対策、食生活改善事業	母子保健対策、療育事業
健康づくり対策	精神障害者家庭訪問、障害者自立支援施設	結核対策、結核審査協議会	難病対策、難病患者家庭訪問	発達相談、地域療育施設

(2) 健康科学研究所(年6回を限度とし、各回5日間実施する。)

第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目
オリエンテーション、疫学概論	感染症概論、細菌検査実習	小児感染症、その他感染症	感染症発生動向調査実習	感染症発生動向調査の疫学
疫学実習、感染症発生動向調査(結核)	ウイルス検査実習、安全実験室研修	感染性胃腸炎、発生動向調査		食中毒の疫学総括

(3) 精神保健福祉センター(年4回を限度とし、各回5日間実施する。)

第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目
ガイダンス(事業内容)	所長講義(ストレス、睡眠等について)	医師相談見学	課長講義(社会的引きこもりについて)	インテーク相談見学 課題提出・研修まとめ
受理会議(事例検討会)見学 精神医療審査会見学	退院請求審査同伴	課長講義(自殺対策について)	引きこもり家族教室見学	手帳・自立支援医療認定審査会見学 薬物特定相談見学

別表第2(第4条関係)

圏 域	機 関 名	年間受入 定 数	年間研修 実施回数		備考
			年間研修 実施回数	1回あたりの 受入定数	
阪 神 南	○芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)	4	1	4	尼崎市、 西宮市
	小 計	4	—	—	
阪 神 北	○宝塚健康福祉事務所(宝塚保健所)	12	3	4	
	○伊丹健康福祉事務所(伊丹保健所)	12	3	4	
	小 計	24	—	—	
東 播 磨	○加古川健康福祉事務所(加古川保健所)	12	3	4	明石市
	小 計	12	—	—	
北 播 磨	○加東健康福祉事務所(加東保健所)	12	3	4	
	小 計	12	—	—	
中 播 磨	○中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)	4	1	4	姫路市
	小 計	4	—	—	
西 播 磨	○龍野健康福祉事務所(龍野保健所)	12	3	4	
	○赤穂健康福祉事務所(赤穂保健所)	4	1	4	
	小 計	16	—	—	
但 馬	○豊岡健康福祉事務所(豊岡保健所)	12	3	4	
	○朝来健康福祉事務所(朝来保健所)	4	1	4	
	小 計	16	—	—	
丹 波	○丹波健康福祉事務所(丹波保健所)	12	3	4	
	小 計	12	—	—	
淡 路	○洲本健康福祉事務所(洲本保健所)	12	3	4	
	小 計	12	—	—	
健康福祉事務所(保健所)合 計		112	—	—	
健康科学研究所		18	6	3	
精神保健福祉センター		8	4	2	

別表第3（第5条関係）

臨床研修医受入契約書

〔臨床研修病院開設者〕（以下「甲」という。）と〇〇〇県民局長〔又は県民センター長、健康科学研究所長、精神保健福祉センター所長〕（以下「乙」という。）とは、「医師臨床研修（地域保健研修）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第5条の規定により、下記のとおり契約を締結する。

（委託内容）

第1条 甲は、乙に「実施要綱」に基づき、次の研修医を派遣し、乙はこれを受け入れるものとし、具体的な研修日は別に協議する。ただし、乙が行う研修の受入日数は、次の研修期間のうち、〇〇日間を限度とする。

研修医の氏名	研修期間	研修場所
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	

（研修内容）

第2条 上記の者が行う研修は、「実施要綱」第3条に基づいて行うものとし、具体的な内容は別に定める。

（研修委託料）

第3条 前条に規定する研修に要する経費は研修医1人1日当たり（別に受託費徴収要綱に定める額）とする。ただし、「実施要綱」第7条3項に規定する経費に関しては、この研修委託料とは別に臨床研修病院において、別途支弁するものとする。

（研修委託料の請求及び支払い）

第4条 研修委託料は研修終了後1ヶ月以内に、乙が甲に対し、乙が発行する納入通知書により請求するものとする。

第5条 甲は、乙から前条の請求を受けた場合は、納入期限までにこれを支払うものとする。

(研修医の処遇)

第6条 研修医の処遇は、「実施要綱」第8条のとおりとする。

(守秘義務)

第7条 研修医は研修期間中知り得た秘密を漏らしてはならない。研修期間終了後も、また、同様とする。

(研修医の負傷又は疾病)

第8条 研修医が研修中に負傷又は疾病になった場合は、甲が責任を持って処理するものとする。ただし、その負傷又は疾病が乙の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

(損害賠償)

第9条 研修医の故意又は過失により乙に損害を与えた場合、甲が責任を負うものとする。ただし、その損害が乙の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

(協議事項)

第10条 この契約に定める事項の変更及びこの契約に規定しない事項が生じた場合は、財務規則（昭和39年3月31日、規則第31号）によるものとし、これに該当しないものについては甲、乙協議のうえこれを処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保存する。

年 月 日

甲

乙